

## 金融再生委員会委員長談話

## — 日本債券信用銀行の譲渡に係る最終契約書の締結について —

1. 日本債券信用銀行（日債銀）の譲渡交渉については、本年 2 月 24 日の覚書の締結以降、6 月 6 日の基本合意書の締結を経て、ソフトバンク、オリックス及び東京海上火災保険を中心に構成される出資グループ（ソフトバンク・グループ）と金融再生委員会及び預金保険機構との間で鋭意、協議、検討が進められてきた。
2. その結果を踏まえ、本日、金融再生委員会は、ソフトバンク・グループ、預金保険機構及び日債銀の間で同行の譲渡に係る最終契約書を締結することを承認し、これを受けて、ソフトバンク・グループ主要各社の代表者と預金保険機構の松田理事長並びに日債銀の藤井頭取の間で、最終契約書が調印・締結される運びとなった。
3. 今後、金融再生法の規定に従い、預金保険機構により日債銀に対する金銭贈与、損失の補てんや同行の資産買取等の所要の措置が講じられ、8 月 1 日に預金保険機構が所有している日債銀の普通株式がソフトバンク・グループに譲渡される予定となっている。
4. 日本長期信用銀行（旧称）の譲渡に続き日債銀の譲渡について確たる見通しが立てられる状況に至り、特別公的管理銀行 2 行の管理を終了する運びとなったことは、我が国金融システムの安定及びその再生により一層資するものと考えている。

日本債券信用銀行に係る特別公的管理の終了について

平成12年 9月 1日

金融再生委員会

1. 特別公的管理下にある日本債券信用銀行（日債銀）の譲渡については、去る6月30日に株式売買契約が締結され、8月1日にソフトバンク、オリックス及び東京海上火災保険を中心に構成される出資グループ（ソフトバンク・グループ）へ譲渡される予定となっていたが、臨時国会における御議論や国民の意見に十分に耳を傾けるとともに、その理解を深めて頂くため、譲渡を9月1日まで1カ月延期することとした。
2. 日債銀譲渡契約、とりわけ瑕疵担保特約については様々な御指摘や御批判があったが、これは2次ロス対策として必要なものであり、更に日債銀の速やかな譲渡や国民負担抑制を図る観点から盛り込まれたものである旨機会を捉えて説明し、国民の理解を得るための努力をしてきたところである。また、日債銀譲渡契約の見直しや更なる延期については、内外の金融行政に対する信認を失うおそれもあるといった問題もある。
3. このため、日債銀については、株式売買契約に従って譲渡を実行するべく諸手続きを進めてきたところであるが、本日（9月1日）、予

定通り、金融再生法第52条第2号の規定に基づき、預金保険機構が保有する同行の発行済普通株式25億153万6,000株をソフトバンク・グループに対して譲渡することにより、同行に係る特別公的管理を終了させることとした。

4. 今後、特別公的管理終了後の日債銀が健全かつ適切な経営に努め、我が国の金融システムの安定及びその再生に貢献し、我が国経済の発展に資することを期待したい。

金融再生委員会委員長談話

一 国民銀行の営業譲渡契約の締結について 一

1. 国民銀行の譲渡先の選定については、去る 1 月 11 日の八千代銀行との間の営業譲渡に係る基本合意書締結後、国民銀行の金融整理管財人と八千代銀行との間で営業譲渡契約の締結に向けて鋭意協議が進められ、この程両行間で合意に達した。
2. その結果を踏まえ、本日、金融再生委員会は、国民銀行と八千代銀行との間で営業譲渡契約を締結することを了承し、これを受けて、両行との間で営業譲渡契約が調印・締結されたところである。
3. 今後、金融再生法及び預金保険法に基づく所要の手続き及び措置が講じられ、本年 8 月 14 日に国民銀行から八千代銀行への営業譲渡が行われる予定となっている。
4. 国民銀行の譲渡について確たる見通しが立てられる状況に至ったことは、わが国金融システムの安定及びその再生に資するものと考えている。
5. 当委員会としては、特別公的管理下にある日本債券信用銀行はもとより、現在金融整理管財人の管理化にある他の金融機関についても極力早期の譲渡を実現するべく引き続き金融整理管財人を最大限支援・指導してまいり所存である。

## 金融再生委員会委員長談話

## 一 幸福銀行の営業譲渡契約の締結について 一

1. 幸福銀行の譲渡先の選定については、去る 5 月 18 日のアジア・リカバリー・ファンドとの間の営業譲渡に係る基本合意書締結後、幸福銀行の金融整理管財人と同ファンドとの間で営業譲渡契約の締結に向けて鋭意協議が進められ、この程当事者間で合意に達した。
2. その結果を踏まえ、本日、金融再生委員会は、幸福銀行と同ファンドが中心となって組成した日本インベストメント・パートナーズの下に設立された関西さわやか株式会社との間で営業譲渡契約を締結することを基本的に了承し、これを受けて、両当事者の間で営業譲渡契約が締結されたところである。
3. 今後、関西さわやか株式会社は、銀行免許申請手続きを進め、金融再生法及び預金保険法に基づく所要の手続き及び措置を経て、平成 13 年 2 月 26 日に新銀行（「関西さわやか銀行（仮称）」）として営業譲受けを行う予定とされている。
4. 幸福銀行の譲渡について確たる見通しが立てられる状況に至ったことは、我が国金融システムの安定及びその再生に資するものと考えている。
5. 当委員会としては、現在金融整理管財人の管理下にある他の金融機関についても極力早期の譲渡を実現するべく引き続き金融整理管財人を最大限支援・指導してまいる所存である。

## 金融担当大臣談話

## 一 東京相和銀行の譲渡先の選定及び営業譲渡契約の締結について 一

1. 東京相和銀行の譲渡先の選定については、昨年11月30日にアジア・リカバリー・ファンドとの基本合意が解消されて以降、改めて金融整理管財人により鋭意作業・検討が進められ、金融庁としては、その状況について金融整理管財人より逐次報告を受けてきた。
2. 本日、金融整理管財人より、各譲渡候補先の提示条件等を比較・検討した結果、公的負担の極小化に資すること、善意かつ健全な債務者への与信の維持継続が図られること、新銀行の資本の調達が確実に見込まれること等から、米国に本拠を持つ大手投資ファンドであるローン・スターにより今後設立される新銀行に同行の営業譲渡を行うことが最も適当であるとの見解が顧問会議において示され、同会議における御審議を踏まえ当庁としてもその見解を基本的に了承した。これを受けて、本日、東京相和銀行とローン・スターとの間で営業譲渡契約が締結されたところである。
3. 当庁としては、これまでの金融整理管財人の方々の御努力に敬意を表するとともに、その労を多としたい。
4. 今後、ローン・スターとしては、銀行法に基づく銀行免許申請手続きを進めるとともに、金融再生法及び預金保険法に基づく所要の手続き及び措置を経て、新銀行を設立の上、平成13年6月11日に営業譲受けを行う予定であると承知している。

5. 東京相和銀行の譲渡について確たる見通しが立てられる状況に至ったことは、我が国金融システムの安定及びその再生に資するものと考えている。

## 金融再生委員会委員長談話

## 一 なみはや銀行の営業譲渡契約の締結について 一

1. なみはや銀行の譲渡先の選定については、去る 5 月 31 日の大和銀行及び近畿大阪銀行との間の営業譲渡に係る基本合意書締結後、なみはや銀行の金融整理管財人と両行との間で営業譲渡契約の締結に向けて鋭意協議が進められ、この程両当事者間で合意に達した。
2. その結果を踏まえ、本日、金融再生委員会は、なみはや銀行と大和銀行及び近畿大阪銀行との間で営業譲渡契約を締結することを了承し、これを受けて、両当事者の間で営業譲渡契約が調印・締結されたところである。
3. 今後、金融再生法及び預金保険法に基づく所要の手続き及び措置が講じられ、平成 13 年 2 月 13 日になみはや銀行から大和銀行及び近畿大阪銀行への営業譲渡が行われる予定となっている。
4. なみはや銀行の譲渡について確たる見通しが立てられる状況に至ったことは、我が国金融システムの安定及びその再生に資するものと考えている。
5. 当委員会としては、特別公的管理下にある日本債券信用銀行はもとより、現在金融整理管財人の管理下にある他の金融機関についても極力早期の譲渡を実現するべく引き続き金融整理管財人を最大限支援・指導してまいる所存である。



金融再生委員会委員長談話  
—新潟中央銀行の営業譲渡契約の締結について—

1. 新潟中央銀行の譲渡先選定については、去る 9 月 29 日及び 10 月 31 日、大光銀行、第四銀行、八十二銀行、東日本銀行、群馬銀行及び東和銀行との間で営業譲渡に係る基本合意書を締結して以降、新潟中央銀行の金融整理管財人とこれら各行との間で営業譲渡契約の締結に向けて鋭意協議が進められ、この程当事者間で合意に達した。
2. その結果を踏まえ、本日、金融再生委員会は、新潟中央銀行と上記各行との間で営業譲渡契約を締結することを了承し、これを受けて、新潟中央銀行と上記各行との間で営業譲渡契約書が調印・締結されることとなった。
3. 今後、金融再生法及び預金保険法に基づく所要の手続き及び措置が講じられ、平成 13 年 5 月 14 日に新潟中央銀行から上記各行への営業譲渡が行われる予定となっている。
4. 新潟中央銀行の譲渡について確たる見通しが立てられる状況に至ったことは、我が国金融システムの安定及びその再生に資するものと考えている。
5. 当委員会としては、現在金融整理管財人の管理下にある他の金融機関についても極力早期の譲渡を実現すべく引き続き金融整理管財人を最大限支援・指導してまいり所存である。また、破綻金融機関の旧経営陣の民事・刑事上の責任が早期かつ適切に解明されることを期待する。